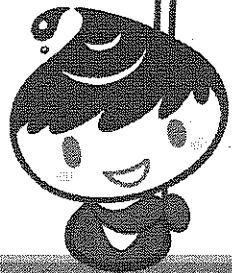


町の防災組織研修会

令和4年8月
泉区防災担当



1

本日の流れ

- 1 震災への取組
- 2 風水害への取組
- 3 “町の防災組織としての” 備蓄
- 4 その他情報提供
- 5 質疑応答

【別冊】「自助」の取組について

2

1 震災への取組

3

町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 組織の構築
- ③ 訓練の実施
- ④ 要援護者支援の取組
- ⑤ 発災時の活動

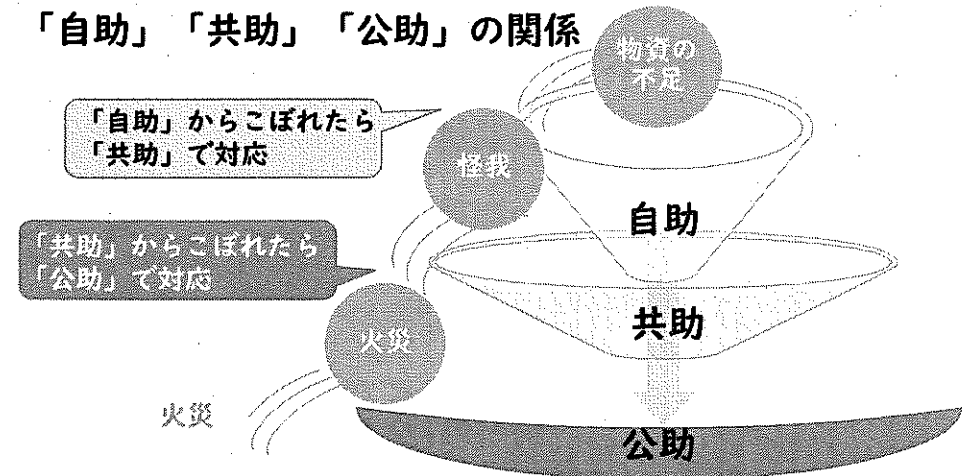
4

町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 組織の構築
- ③ 訓練の実施
- ④ 要援護者支援の取組
- ⑤ 発災時の活動

① 「自助」の啓発

「自助」「共助」「公助」の関係



公助の能力にも限界があります。

大切なのは「一人ひとりが自分の身は自分で守る」
「自助」の意識を持つこと!

自助が弱いと...

災害時に予想されることの例

- 建物倒壊、家具転倒による負傷者増
 - ➔ 救急・医療体制の飽和
- 火災の発生リスク増
 - ➔ 延焼火災による近隣への被害拡大
 - ➔ 在宅避難困難世帯の増大 ➔ 避難所への避難者増加
 - ➔ 消防署の能力の限界
- ライフライン停止による、避難所（地域防災拠点）への避難者増
 - ➔ スペースが不足し、車中泊等によるエコノミークラス症候群多発の可能性
 - ➔ 避難者増による避難所の生活環境の悪化
 - ➔ 避難者増による行政支援の遅れ
- 食料、飲料水、生活必需品の需供のバランスの乱れ
 - ➔ 給水所に長蛇の列（要援護者などは調達を断念）
 - ➔ 買い占めの発生
 - ➔ 個々のニーズに対応しきれない救援物資

自分・家族・地域
 が影響を受ける
 ことに...

~~「共助」~~
 =自治会町内会役
 員の仕事

「共助」
 =地域に住む人全
 員で協力すること

重要なのは、真に支援を必要とする方に人や物を集中できるようにすること

自助の取組を徹底 + 地域の取組への理解

災害時の活動人員の増加

共助の機能強化

町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 組織の構築
- ③ 訓練の実施
- ④ 要援護者支援の取組
- ⑤ 発災時の活動
- ⑥ “町の防災組織としての” 備蓄

② 組織の構築

横浜市防災計画【震災対策編】では、町の防災組織の活動計画について、記載されています。

災害発生時には、情報収集、初期消火救出救護など様々な活動が想定されることから、日頃から組織的に活動できるよう準備をしておくことが重要です。

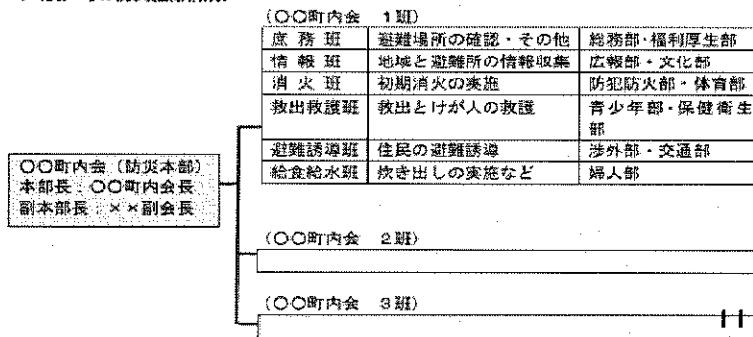
横浜市防災計画 震災対策編2021

2 町の防災組織

本市では、区役所、消防署が中心となり自治会町内会等へ「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。
「町の防災組織」が行う自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動費補助金により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

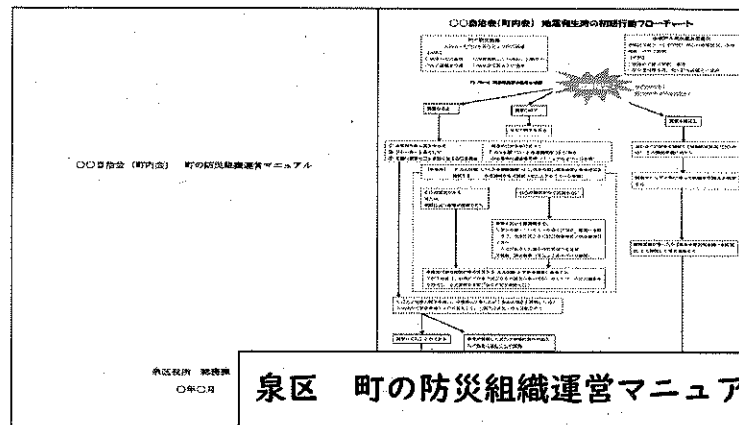
項目	内容
町の防災組織の定める活動計画	1 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
	2 防災知識の普及に関すること。
	3 防災訓練の実施に関すること。
	4 情報の収集及び伝達に関すること。
	5 出火の防止及び初期消火に関すること。
	6 救出救護に関すること。
	7 避難誘導に関すること。
	8 給食給水に関すること。
	9 市民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
	10 地域防災拠点との連携に関すること。

<例> 町の防災組織構成



町の防災組織運営マニュアル (雛型)

泉区では、町の防災組織の平時の取組や発災時の活動などをまとめたマニュアルの作成支援をしています。ぜひご活用ください。



泉区 町の防災組織運営マニュアル 検索

町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 組織の構築
- ③ 訓練の実施
- ④ 要援護者支援の取組
- ⑤ 防災時の活動

13

③ 訓練の実施

「共助」の取組は一朝一夕では成りません。
日頃の訓練を通じて、いつ来るか分からない震災に住民全員が備えておきましょう。

特に

「安否確認」「初期消火」「救出救護」
については地域全体で取り組むことが重要となります。

一度の訓練で効果を期待するのではなく、長期間、繰り返し、訓練を行うことが大切です！

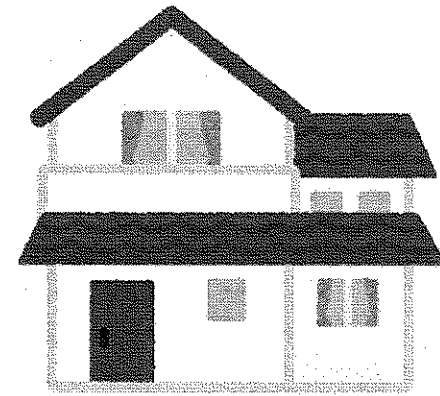
14

安否確認



家が潰れている！中の人は大丈夫！？

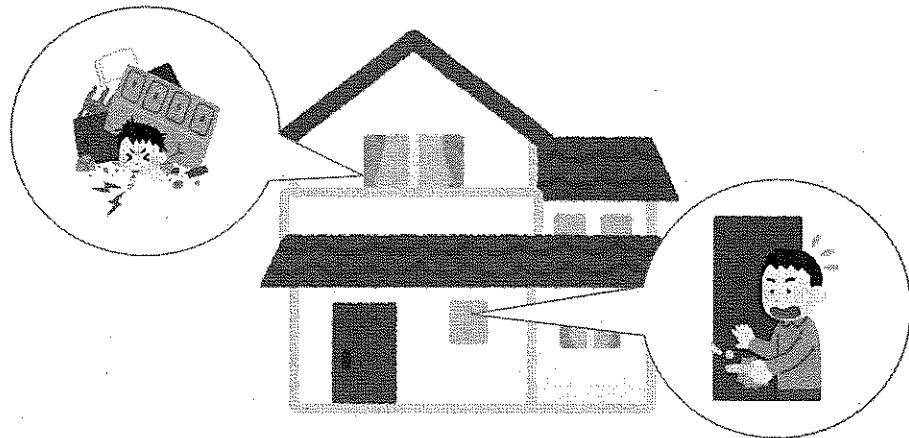
15



皆さんはこの家の中にいる人のことを心配しますか？

16

外見は、無事でも…
中でこんなことが起きているかも！



家の中で発生した事故を外から確認できる仕組みが必要！

安否確認の仕組みづくり

- STEP 1 安否確認を行う範囲、基準、使用するグッズを決める
(例) ○○自治会全域で震度5強以上の時に安否確認カードを掲げる
- STEP 2 誰がどの範囲の確認を行うか決める
- STEP 3 安否確認の方法・ルールを明文化し、実施範囲に取組の周知をする
- STEP 4 1年に1回程度、安否確認グッズを使用した訓練を行う
※防災訓練の日の朝に行うと効果的です。
- + α 地域内で自ら避難行動を起こすことが困難な災害時要援護者等の状況を把握する
(例) 名簿の作成 (情報共有方式、手上げ方式)

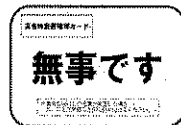
安否確認カード

希望者は
材料配布

家の中で人が家具によって押しつぶされたり、居室内に閉じ込められたりといった被害が発生していないかを「安否確認カード」の掲出の有無により外部から確認するためのものです。



プラスチックタイプ (A4)



マグネットタイプ (A6)

掲出の無い家では、中で何かあったかも？！

安否確認訓練の例

自治会内に訓練について回覧する。

<回覧内容>

- ・訓練実施日、訓練方法
- ・安否確認カードの解説
- ・自宅にない場合 (紛失、配布漏れ) の対応

広報した時間になったら、道路から見える玄関先などに安否確認グッズを掲出する。

班長は安否確認グッズの掲出状況を確認する。班長は確認したら、確認用紙に「○」をつけて各宅にポスティングする。

後日、安否確認グッズ等の掲出状況について結果報告を回覧する

安否確認の取組実施のポイント

取組の目的・実施方法等のルールを明確に周知するべし

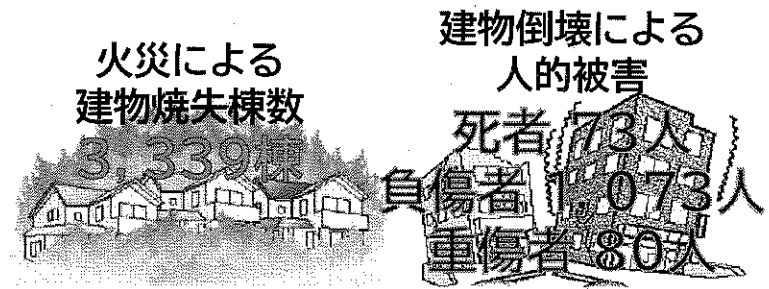
訓練は、地域の人が集まるイベントと併せて実施するべし

訓練に参加したくなるような工夫をするべし

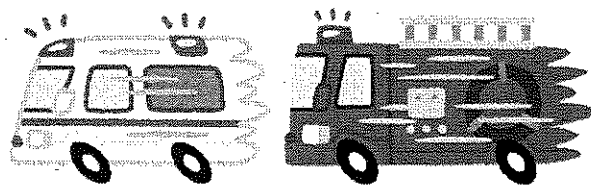
- まずは取り組んでみましょう。課題や改善点が見えてきます。
- 継続的に実施することで取組への理解度が上がります。

初期消火・救出救護

震災発生時、区内では、次のような被害想定がされています。



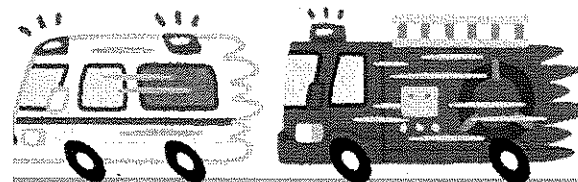
では、ケガや火災に対応する
消防車・救急車が泉区内にそれぞれ何台あるかご存
じですか？



答

答は研修の中で！

消防車 9台
救急車 4台



災害発生時の負傷者への対応は、「共助」が主となって行います。

災害拠点病院

目安：意識が朦朧、呼吸が早い等

→ 119番通報

※電話が使用できない場合は、拠点経由で区役所へ無線にて要請

重症

災害時救急病院

目安：命に別状はないが、入院を要する程度の怪我

→ 「共助」により災害時救急病院へ搬送

※拠点もしくは町の防災組織で保有する資機材で搬送

中等症

診療所・医療救護隊による巡回診療

目安：自力歩行が可能 創傷、打撲、やけど、骨折等

→ 地域内の「共助」、地域防災拠点の応急手当品で対応

「自助」「共助」等による応急手当

軽症

さわめて軽度の負傷

※日ごろから協力を得られる看護師経験者等を把握することも効果的

25

災害時には、消防車も救急車も不足します。初期消火や救出救護は、地域で対応できるようにしておかなければなりません。

訓練等を通じて、地域内のより多くの方が対応できるようにしておくことが重要です

26

区の訓練支援その1

防災訓練資機材の貸し出しをしています！

【貸出し資機材（10種類）】

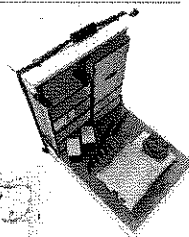
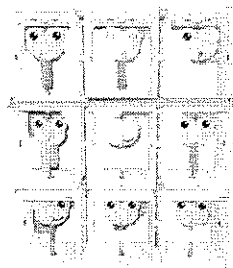
水消火器

水消火器の的

ジャッキ 一式

カエル人形

家具転倒防止キット



泉区 訓練資機材貸出し 検索

27

区の訓練支援その2

若い世代に「防災」をより身近に感じてもらうためアウトドア防災プログラムを作成しました。

- ・ロープワーク、火起こし体験、ブルーシートタープ張り
- ・ランタンづくり、ペットボトルろ過機づくり、紙食器づくり

など、家庭の自主学習に加え、地域での防災訓練の1ブースとしても活用できるコンテンツです。



動画もあってわかりやすいぞん！

泉区 学習コンテンツ 検索

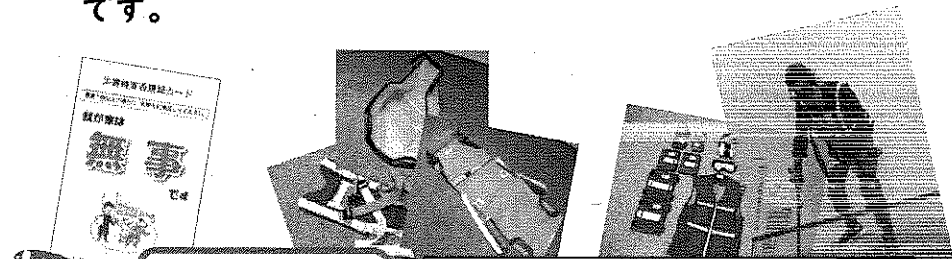
28

地域での「共助」の取組支援のため

共助推進プログラムを作成しました！

共助推進プログラムとは…

「災害時要援護者の疑似体験」「地域内の安否確認の取組」「搬送用資機材等の使用体験」をまとめたプログラムです。

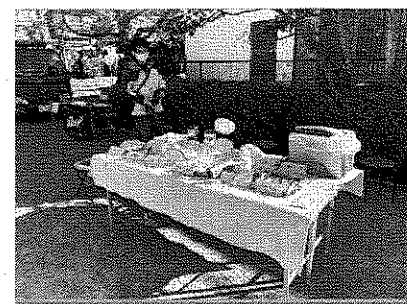


資機材の貸出しも
やってるぞん！

泉区 共助推進プログラム 検索

事例紹介

昨年度、ある自治会は次のようなイベントを実施しました。
防災担当も参加し、1ブース防災コーナーを担当させていただきましたが、このイベントの良いところはどのようなところでしょうか。



- 内容①防災備品展示、消防車展示、消火器操作体験
 ②ミニ運動会（パン食い、玉入れ、綱引き、なわと他）：幼児・子供賞品多数
 ③ゲーム：輪投げ、GO、GO—幼児、子供、高齢者
 ④炊き出し：カレーライス、トン汁：先着200食
 ⑤ポン菓子：先着100名
 ⑥ビンゴゲーム：全員参加、賞品多数
- 来場者には全員：参加賞配布あり
 幼児、子供、女性、お年寄り、若者、全員で交流しよう

防災訓練のポイント

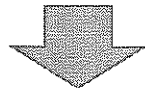
- ① 子どもにとって魅力的なイベントにするべし
- ② 消防団や区防災担当を積極的に活用するべし
- ③ 参加者全員が体験できる内容にするべし

町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 組織の構築
- ③ 訓練の実施
- ④ 要援護者支援
- ⑤ 発災時の活動

④ 要援護者支援

災害時要援護者（避難行動要支援者）とは・・・
障害者や高齢者など災害時の避難行動が困難な者



自治会ごとに名簿を作成し、いざという時に備えておくことが重要

横浜市から名簿を提供する場合の掲載対象者は次の通りです。

- 1 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、高齢者世帯でいずれもが要支援・要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)
- 2 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者
- 3 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- 4 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

横浜市の取組

横浜市では、地域の要援護者名簿の作成にあたり、次の3方式を採用しています。

方式名	要援護者名簿作成・提供方式の概要
手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式 <u>区役所からの個人情報提供はありません。</u>
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式 <u>災害対策基本法、本人同意を根拠にした情報提供</u>
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式 <u>横浜市震災対策条例を根拠にした情報提供</u>

具体的な取組の進め方

1 地域の要援護者支援の方針を決定

要援護者支援の取組にあたり、自治会としての取組の方針を決めましょう。

併せて、取組に対する地域内での理解を得ましょう。

例えば・・・

- ・名簿の作成はどの方式をとるか。
- ・誰が、どのように安否確認をするのか。
- ・どのような支援していくのか。

(Ex: 安否確認後、どこまでの支援をしていくか)



ポイント

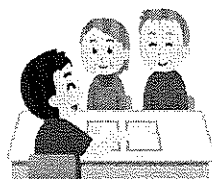
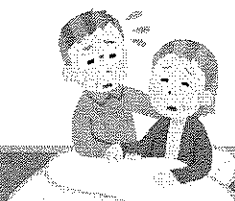
慌てず、できる範囲の内容から行っていきましょう。

2 要援護者本人に取組方針を説明

3 名簿掲載者の状況を把握

要援護者名簿に掲載されている方のご家庭を訪問し、ご家族やご本人に自治会での取組について説明し、理解を得ましょう。

②と併せて、名簿掲載者がどのような状況か、どのような支援が必要か、ご家族の協力は得られるか、必要となる物品などはあるか、など支援の方針に応じて必要となる情報の収集をしましょう。



37

要援護者支援で大切なこと

頑張りすぎないこと

災害時要援護者の支援者となっても、災害時には、自分や家族の安全を確保することが最優先です。

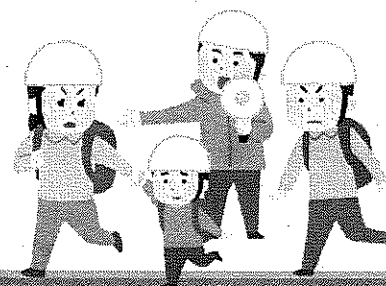
また、実災害時には、想定外のことも多く発生します。決められたルールに縛られすぎず、その時に「できる範囲の支援を行う」ことを心掛けましょう。

39

4 発災時を想定した訓練の実施

自治会・町内会で行う安否確認訓練などに要援護者のご家庭にも積極的に参加してもらいましょう。

訓練・支援のシミュレーションを行い、適した支援となっているか、無理のない内容かなど、定期的な見直しを行いましょう。



38

期待させすぎないこと

実災害時は、事前の取り決め通りに動ける保障はありません。

要援護者、そのご家族にも

- ① 必ずしも支援ができるわけではないこと
- ② 「共助」の取組は、「自助」の上に成り立っていること

をしっかり理解いただき、日頃からの備えをしていただくようご案内しましょう。



自助の支援も要援護者支援の一環です！

40

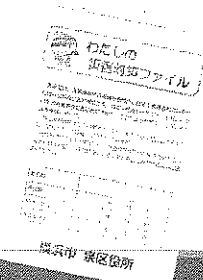
取り組み事例の紹介

わたしの災害対策ファイルを活用した取組

自宅で医療・介護機器を使用している療養者向けにチェック項目をまとめた「災害対策ファイル」（泉区高齢・障害支援課で配布）を活用し、オリジナルの災害ファイルを作成。

自助の取組や各要援護者の支援者名簿なども追加して配布している。

資料配布は、少しずつ複数回に分けて行っています。そうすることで、支援者と要援護者との接触機会を増やすとともに、まとめてお渡しするより、資料に目を通していただけるため、効果的に啓発できているのも良い点です。



町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 組織の構築
- ③ 訓練の実施
- ④ 要援護者支援
- ⑤ 発災時の活動

⑤ 発災時の活動

実災害時における町の防災組織としての活動は多岐にわたります。

平時から活動の方針等を決めておくことで、慌てず円滑に活動ができるほか、地域にお住まいの方にとって安心感のある地域づくりにつながります。

いっとき避難場所の活用

いっとき避難場所は、安全確保の場所であると同時に、町の防災組織による共助の活動の場となります。

<いっとき避難場所を活用するメリット>

- ・近隣住民の状況（安否など）を確認できる。
- ・初期消火活動や救助・救出など、人手が必要な事態に対応しやすい。
- ・今後の対応を町の防災組織として指示できる。
- ・地域の災害情報が集まりやすい（火災や家屋倒壊等）

地域防災拠点とのつながり

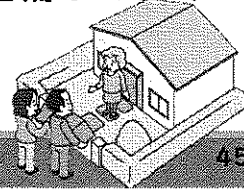
地域防災拠点に集まった情報や物資を自分で入手することが困難な世帯へ提供。

医療機関の情報

救援物資の状況

地域内のニーズを把握し、拠点と共有。ボランティアニーズや不足する日用品の状況など

※災害時要援護者名簿などを事前に整備しておくことで、支援が円滑になります。



45

2 風水害への取組

46

町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 地域で行う風水害への取組

47

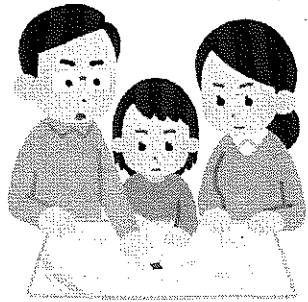
町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 地域で行う風水害への取組

48

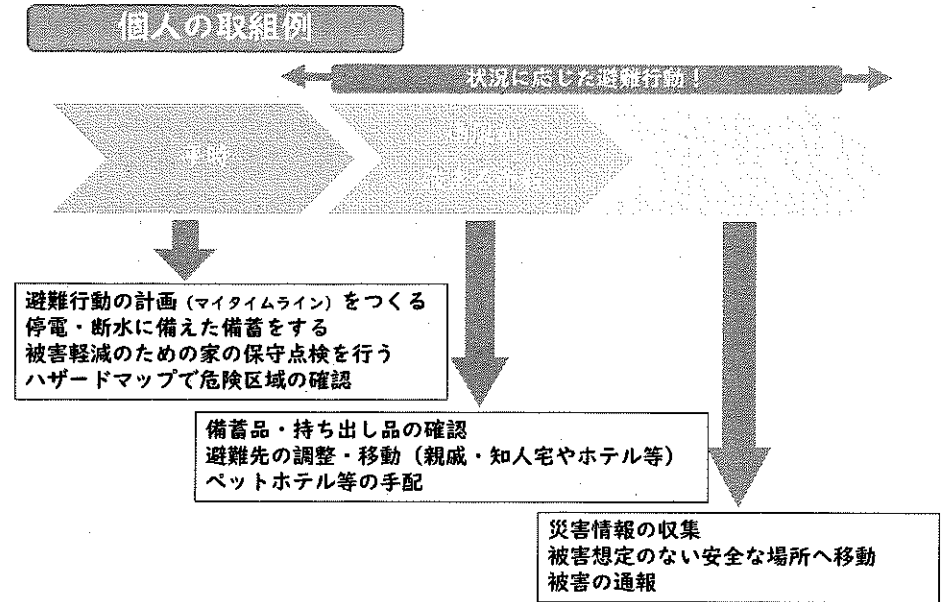
① 「自助」の啓発

風水害は、地域特性により危険の度合いが大きく異なるため、地震以上に各個人が危険を把握し、備えておくことが重要となります。



個人の実例を確認しながら、地域として取り組めることを考えてみましょう。

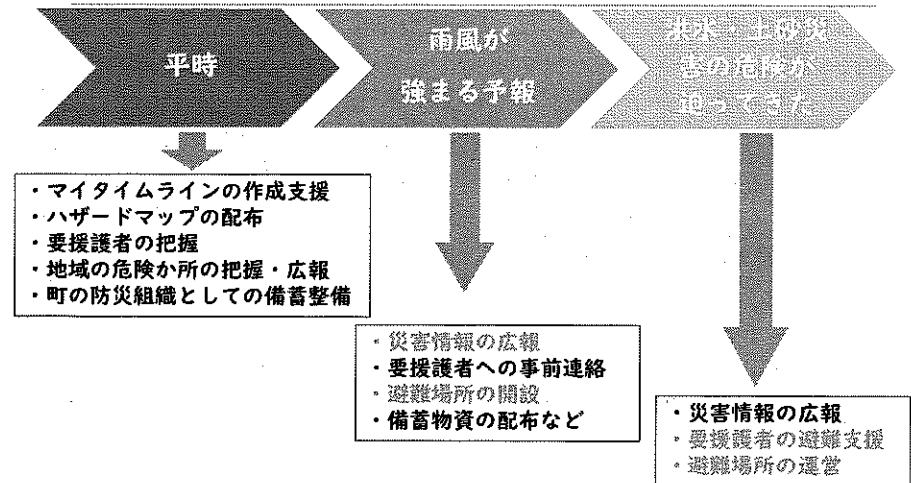
個人の実例



町の防災組織の取組

- ① 「自助」の啓発
- ② 地域で行う風水害への取組

② 地域で行う風水害への取組



災害情報の広報 要援護者等の避難支援

- ① スマートフォン等により自分で情報収集ができない人への避難情報等の提供
- ② 避難情報が発令された地域に居住している場合で、垂直避難（2階以上の階への避難）ができないような家に住んでいる人への避難の呼びかけ
- ③ 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人）など、避難に支援が必要な人の手助け
※ 避難場所までの送迎、避難情報の提供など

任意の避難場所の開設・運営

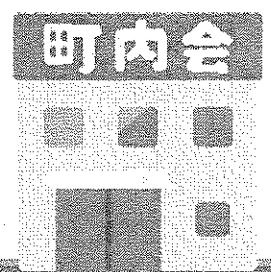
行政の開設する避難場所は原則次の基準で開設されます。

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ① 場所 | 小中学校や地区センター等
(対象とするエリア近隣のハザード外施設) |
| ② 開設・運営 | 行政職員 |
| ② タイミング | 河川の水位が氾濫危険水位に迫り、さらに継続的な降雨が想定される場合など |
| ③ 対象者 | 対象河川近隣のハザード内に住んでいる方 |

※ 台風など事前に相当の被害が想定される場合には上記に関わらず、事前に避難場所を開設する場合があります。

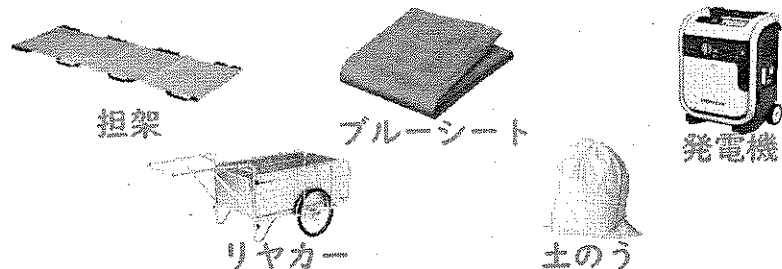
風水害時には、原則ハザード外のエリアに居住している方を対象とした避難場所は開設しません。

一方で、災害に対する不安などから自主的な避難を希望される方も一定数いることから、そのような住民の避難場所として、町内会館などを自主的に避難場所として開設・運営することも考えられます。



3 “町の防災組織としての” 備蓄

自助による備蓄で不足する部分をカバーしましょう。



他にも…

- ・ 地域内の「災害用井戸協力の家」の把握
 - ➡ 断水時の生活用水確保
- ・ 会館等へのマンホールトイレの設置
 - ➡ 横浜市の設置助成制度あり
- ・ 炊き出し用の資機材

※地域の防災活動で使用する資機材は、町の防災組織活動費補助金を活用することができます。

57

4 その他情報提供

58

防災出前講座を実施しています。

防災全般に関する講座、要援護者支援の取組に関する説明や取り組み事例の紹介、まち歩き支援等、地域の要望に応じた防災出前講座を実施します。

【申し込み方法】

- ①団体名
- ②担当者連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）
- ③希望する講座内容
- ④希望日時・場所 ※調整のため複数候補日を挙げてください

①～④について御提示の上、総務課防災担当まで御連絡ください。

59

ありがとうございました

泉区役所総務課防災担当

電話：045-800-2309

FAX：045-800-2505

メール：iz-bousai@city.yokohama.jp

60